

横瀬町避難行動要支援者支援制度について

避難行動要支援者支援制度とは

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、特に支援を要する方の名簿を作成し、行政区、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、消防、警察署等の関係機関へ作成した名簿を共有し、災害時の安否確認や避難支援に活用する制度です。

◆避難行動要支援者とは

高齢者や障がい者等の要配慮者のうち、災害が発生した場合に自ら避難することが困難な方で、次に掲げるいずれかに該当する方です。

- ①介護保険における要介護度3以上の認定を受けている方
- ②身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（A・A）、精神障害者保健福祉手帳（1級）を所持されている方
- ③75歳以上の1人暮らしの方、または高齢者のみの世帯の方
- ④難病にかかる医療受給者証の交付を受けている方
- ⑤その他（①から③までに該当しない介護保険認定者、障がい者、高齢者、傷病者、自力避難が困難な方）

※ 在宅の方が対象です。施設、病院などに長期に入所、入院している方は対象になりません。

◆地域支援者とは

避難行動要支援者の意向等により、災害時の避難、安否確認や日頃の見守りなどの支援をお願いする方です。地域支援者としては、ご近所の顔なじみの方が最適です。

※支援にあたっては、任意の協力で行われるもので、責任を伴ったり、過度の見守りをお願いするものではありません。

◆関係機関とは

行政区、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、地域包括支援センター、社会福祉協議会、消防団、消防署、警察署等の実際に避難支援等に携わる方々のことです。

※この制度に携わる人には守秘義務があり、個人情報情報の漏えいがないよう厳重に管理し、この制度以外の目的には使用しません。



■この制度に関するお問い合わせ

横瀬町役場 福祉介護課 Tel25-0116

避難行動要支援者名簿の 活用イメージ図

町が名簿を作成

災害時などに自ら避難することが困難で、特に支援を要する方で登録を希望する方を名簿に登録し、災害時の避難支援や安否確認等に活用します。

避難行動要支援者

名簿情報を平常時から関係機関へ外部提供することへの同意確認

同意する
(申請書を提出する)

同意しない
(申請書の提出は不要)

平常時

行政区、民生委員、社会福祉協議会等の関係機関へ名簿を提供し、見守り活動等の支援の実施

災害発生時には

同意の有無にかかわらず、関係機関へ情報提供します。

「避難行動の支援」

「安否確認」

「救助活動等」の実施

※支援活動が必ず行われることを保証するものではありません。

